

返戻金制度

就職者の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、下記の通り、紹介手数料を返金するものとする。

- ・入社後1か月未満の場合 本件報酬の50%
- ・入社後2か月未満の場合 本件報酬の30%
- ・入社後3か月未満の場合 本件報酬の10%